

令和3年5月19日（水）

公益財団法人日本スポーツ施設協会

**■ 「安全・安心で持続可能なスポーツ施設」を目指して**

スポーツ施設はスポーツの基盤であり、その在り方に関する政策の目指すところは、年齢、性別、障がいの有る無しにかかわらず、全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画することができる機会を創出できる環境づくりや体制を整備することです。この基本的な考えのもと第2期スポーツ基本計画が作成され多くの施策が展開されてきました。

新型コロナウイルス感染症拡大により東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期やコロナ禍での自粛生活を余儀なくされる中、スポーツ・運動が日常生活や健康の保持・増進にとっていかに重要な役割を担っているかについて認識する機会となり、改めてスポーツが持つ様々な価値を再認識することとなりました。

この大きな環境の変化を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後のレガシーとして、次世代に向けたスポーツ政策を検討する上で、当協会は、安全・安心で持続可能なスポーツ施設づくりを目指すため、いくつかの課題について提案させていただきます。

**1 スポーツ施設のストックマネジメント**

- ・ わが国の既存スポーツ施設の多くは経年による老朽化が進み、改築・大規模改修時期を迎えている。しかし、人口減少や少子高齢化の進行、これらに伴う財政状況の悪化、多様化するスポーツ施設への要望等により、従来の施設をそのまま再生させることは困難であり、現実的ではない。一方、地域においてスポーツに親しむ場としては、公共スポーツ施設以外にも学校、公園、河川敷等の多様な資産が存在している。
- ・ そのため、既存スポーツ施設の長寿命化や集約・複合化等を計画的に進めるとともに、公共スポーツ施設以外のスポーツの場を含め地域社会共通の資産と捉え、全体として有効活用を図ることで、ストックマネジメントを実現していく必要がある。
- ・ 地域のスポーツ環境の充実を図るため、地域にある学校、公園、河川敷等のスポーツの場を一体的に活用できるよう、各省庁間の総合的な連絡調整を行い、自治体がストックマネジメントを実現できるように支援することが必要である。
- ・ これらの目的を具現化するためには、スポーツ施設に関する中長期的な計画の策定、地域住民等との幅広い議論、都道府県の体育・スポーツ施設協会の組織体制の強化や各自治体においてスポーツ部局以外の複数の所管に分かれている公共資産を一元的に管理する所管横断的体制づくりが必要である。
- ・ 特に大規模なスポーツ大会を契機に計画される施設は、大会後の日常的な利用や維持管

理負担も考慮し、地域住民との議論や近隣自治体との広域調整等を通じて、新設に拘らず既存施設の活用、仮施設での対応等も含め柔軟な検討を行い、地域にとって持続可能な形となるようにすることが必要である。

- ・ また、「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域に根ざしたスポーツチームや民間事業者を含む関係者との対話等を通じて、施設単体の収益性の向上のみならず、まちの拠点として地域の活性化、持続的成長につながるよう整備運営を進めることが必要である。

## 2 スポーツ施設の管理運営に携わる人材の養成と適正配置

- ・ 安全・安心で持続可能なスポーツ施設を目指すためには、施設というハード面の整備だけでなく、各種スポーツ指導者と施設の維持・管理・運営に携わる人材というソフト面の充実が必要不可欠である。
- ・ スポーツ施設は用途・規模により多種類の施設があるため、それらの施設の維持・管理・運営には、施設特性に応じた専門的知識と経験を有する施設管理者が必要である。
- ・ 各種スポーツ指導者の充実と同様に、スポーツ施設を安全で快適な場所として提供し、利用者の需要に応じた運用の改善、施設が抱える課題の抽出、特に今後のスポーツ施設に求められる多様性への変革に迅速に対応するためには、公認スポーツ施設管理士や公認スポーツ施設運営士の養成を更に推進するとともに、それらの人材を各スポーツ施設に適正に配置することが必要である。

※ 別添【参考資料1. 公認資格別登録者数及び概要一覧】参照

## 3 学校体育施設の有効活用と安全管理

- ・ 学校体育施設は、公共スポーツ施設とともに地域のコミュニティの中核拠点として重要な位置づけとなっている。同時に既存ストックである学校体育施設は、地域住民のスポーツ活動を推進するための重要な資源である。
- ・ 近年、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革も踏まえ、学校体育施設の共同利用や利用拡大等が一層求められる中、安全・安心なスポーツ施設として利活用するためには、改めて安全性を確保する仕組みや効果的な活用策を企画する管理運営体制の構築が求められる。
- ・ そのためには、指定管理者制度や業務委託等により外部の人材を活用して、施設全般の維持・管理・運営に関する専門的な知識を有する施設管理者を配置するとともに、施設の管理運営の責任体制の整備を行うことが重要である。
- ・ 専門的知識を有する施設管理者に学校体育施設の管理・運営部分を任せることにより学校関係者の負担の軽減につながり、その分授業・指導に専念でき、教師の働き方改革にも寄与するとともに児童・生徒の安全確保も向上させることができる。
- ・ また、現在の学校関係者に対して施設の安全点検や用器具の安全点検方法等に関する研修の場も必要と思われる。

#### 4 スポーツ施設のユニバーサルデザインの推進

- ・ スポーツ施設にとって、年齢、性別、障がいの有る無しに関わらず、日常的に全ての利用者にとって安全で快適な使いやすい施設を目指すことは当然のことである。
- ・ 多額のコストを要する大規模な施設改修だけではなく、小さな工夫でも改善できることから始めること。その際必要なことは、施設のバリアフリーとともに人の心のバリアフリーが必要なように、施設を管理運営する者がユニバーサルデザインについての深い理解と柔軟な姿勢をもって運用することである。
- ・ ユニバーサルデザインの施設・設備の事例、低コストで可能な改善事例や運用で改善できる事例等を収集し、情報提供する体制とその普及啓発活動を更に進める必要がある。
- ・ また、障がい者を有する者等の様々な障壁を理解し、その人の立場を理解して受け入れることができるスポーツ施設づくりのため、利用者の多様性を理解し、積極的に受け入れるための体制づくりやスポーツ施設管理・運営者に対するガイドラインの作成等を行う必要がある。

#### 5 安全・安心を担保する補償制度の普及・充実

- ・ スポーツ施設における事故はスポーツ活動時のみとは限らず、スポーツ施設の管理不足による施設に起因する事故もあり得る。スポーツ施設の安全確保や最大限の事故防止策を講ずる必要があることは言うまでもないが、残念ながら事故をゼロにすることは困難なことである。
- ・ そのため、施設管理・運営上の不測の事態に備える対応策として、スポーツ施設に特化したファシリティーズ保険制度の普及・充実を図ることが必要である。
- ・ 全国的規模でみると地域を異にして同種の事故が繰り返し発生する傾向にあるので、事故再発防止のため災害事例の共有など、施設のリスクマネジメントの一環として、安全に関する意識を高めるための啓発活動も重要である。

#### 6 地球環境に配慮した持続可能な施設づくり

- ・ 今後、持続可能なスポーツ施設づくりとして地球環境の視点に立った施設づくりが求められる。例えば、ピッチからちぎれた人工芝が排水溝から河川に流れ込み海洋汚染につながるような施設管理方法や製品の開発、事故防止や地球環境面からも安全なスポーツ用器具の開発など、スポーツに関わる分野での持続可能なモノづくりと施設の安全基準づくりを官民挙げて取り組まなければならない。
- ・ 競技者、施設利用者が安心してスポーツを行うためには、スポーツ施設設備、用器具、その素材等の安全、衛生の確保は重要な課題であり、各競技団体、関係団体、関係企業等と協議を進め安全基準を確立する必要がある。

#### 7 スポーツ施設の防災拠点としての活用

- ・ 災害発生時には多くの公共スポーツ施設、学校施設が避難所等の防災対応施設として使

用される。防災対応施設として構造体や非構造部材の耐震化等のハード面の整備を着実に進めるとともに、災害時には適切な対応ができるようソフト面の体制整備を行う必要がある。

- ・ スポーツ施設が避難所としての機能を有するためには、人材の確保、避難訓練や地域住民との連絡網の構築など、施設管理者が平素から防災に関する情報等を提供できる体制を整備する必要がある。
- ・ 特に安全な場所の確保や環境に配慮しなければならない高齢者、疾患により注意が必要な方や障がい者に関する理解など、関係者間の情報交換と準備が必要である。
- ・ 災害時の対応は施設管理者だけでは限界があり、地域住民との協力が不可欠である。その観点からも、学校施設を含むスポーツ施設は平時から地域に開かれたコミュニティの拠点として機能していることが重要である。

## **8** スポーツ施設に関する施策の実現に向けた全国組織体制の整備

- ・ スポーツ施設における様々な課題解決や安全・安心で持続可能な施設づくりを全国的に展開するための施策を具現化するためには、都道府県体育・スポーツ施設協会の組織基盤の整備と組織力の強化が不可欠である。
- ・ 都道府県のスポーツ施設に関する担当組織内に施設の維持管理等に関する専門の人材（公認スポーツ施設運営士、公認スポーツ施設管理士等）を配置することや施設管理者に専門的資格を取得させることが重要である。
- ・ 加えて、各都道府県のスポーツ施設に関係する所管との連携や一元化を進めて行くことが、全国的なスポーツ環境の整備が推進される体制づくりの基盤となる。
- ・ 自然公園等の施設設備の所管である環境省、都市公園等の整備・管理などの所管である国土交通省等、関係団体の連携協働や一元的な体制づくりの検討も必要であると考えらる。

※ 別添【参考資料2. 都道府県体育・スポーツ施設協会事務局設置別一覧】参照

以上8項目に関して、第3期基本計画策定の際に検討して頂きたい課題と内容になります。

## 参考資料1. 公認資格別登録者数及び概要一覧

公益財団法人日本スポーツ施設協会

公認資格別登録者数及び概要一覧(令和3年4月1日現在)

NO	公認資格名	登録人数	資格の内容
1	スポーツ施設管理士 (講習時間 15.5時間)	4,245	野外スポーツ施設、体育館・武道館、プール、音響や照明、芝生といった設備等スポーツ施設全般の維持管理・運営に関する総合的な知識を学び、スポーツ施設の管理者として活動をする。
2	スポーツ施設運営士 (講習時間 11時間)	2,065	施設の組織運営、コスト管理、施設利用促進、ホスピタリティ、指定管理者の制度や評価等、事業運営等に対応できる知識を学び、スポーツ施設の運営者として活動をする。
3	上級スポーツ施設管理士	1,623	公認スポーツ施設管理士、公認スポーツ運営士の資格を有し、一定の実績をつまれた方を認定し、施設管理・運営の中核的な役割を担う活動をする。
4	水泳指導管理士 (講習時間 19.5時間)	984	水泳の基本泳法と監視法・救助法、事故防止と救急対応、プール施設のマネジメント、利用者サービスの向上等を学び、プール管理責任者として活動をする。
5	トレーニング指導士 (講習時間 21.25時間)	1,442	スポーツ施設の管理・運営、スポーツ科学、医学、栄養学、トレーニング理論、リハビリテーション、コンディショニング、救急蘇生法等を学び、地域におけるスポーツ活動を全般的にサポートする指導者として活動をする。
6	スポーツプログラマー (講習時間 44時間)	3,289	フィットネスの維持や向上についての専門的な知識、各所トレーニング指導法に関するノウハウを学び、公共・民間を問わずスポーツクラブなどにおいて運動プログラムを作成・指導などの活動をする。
	合計人数	13,648	令和3年度より公認資格として4年に一度の更新制により登録している有資格者数。

※複数資格保有の場合は、其々の資格毎に一人としてカウントしている。

有資格者のための講習会の開催	
1	木製床管理養成講習会(年1回開催)
2	スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会(年1回開催)

参考資料2. 都道府県体育・スポーツ施設協会事務局設置別一覧

公益財団法人日本スポーツ施設協会

都道府県別体育・スポーツ施設協会事務局設置別一覧(令和3年3月31日現在)

	都道府県名	属性	名称又は所管
1	北海道	公財	北海道スポーツ協会
2	宮城県	公財	宮城県体育協会
3	茨城県	公財	茨城県体育協会
4	栃木県	公財	栃木県体育協会
5	群馬県	公財	群馬県体育協会
6	新潟県	公財	新潟県スポーツ協会
7	富山県	公財	富山県体育協会
8	山梨県	公財	山梨県体育協会
9	滋賀県	公財	滋賀県体育協会
10	島根県	公財	島根県体育協会
11	青森県	指定	スポーツ青い森グループ
12	兵庫県	指定	ひょうごウェルネスグループ
13	香川県	指定	いくしまスポーツチャレンジ共同体
14	沖縄県	指定／(株)	トラスティック
15	岩手県	公財	県スポーツ振興事業団
16	東京都	公財	東京都スポーツ文化事業団
17	愛知県	公財	愛知県教育・スポーツ振興財団
18	大阪府	一財	大阪スポーツみどり財団
19	和歌山県	公財	和歌山県スポーツ振興財団
20	広島県	公財	広島県教育事業団
21	徳島県	公財	徳島県スポーツ振興事業団
22	愛媛県	公財	愛媛県スポーツ振興事業団
23	高知県	公財	高知県スポーツ振興事業団
24	福岡県	公財	福岡県スポーツ振興センター
25	熊本県	公財	熊本県スポーツ振興事業団
26	宮崎県	指定 公財	宮崎県スポーツ施設協会
27	秋田県	県庁	
28	福島県	県庁	県スポーツ課
29	埼玉県	県庁	県民生活部スポーツ振興課
30	神奈川県	県庁	県スポーツ局スポーツ課
31	石川県	県庁	石川県教育委員会
32	福井県	県庁	福井県交流文化部スポーツ課
33	長野県	県庁	長野県教育委員会
34	岐阜県	県庁	岐阜県清流の国推進部スポーツ推進課
35	静岡県	県庁	静岡県文化・観光部スポーツ振興課
36	三重県	県庁	三重県スポーツ推進課

37	京都府	府庁	京都府文化スポーツ部スポーツ振興課
38	奈良県	県庁	奈良県くらし創造部
39	鳥取県	県庁	鳥取県地域振興部スポーツ課
40	岡山県	県庁	岡山県環境文化部スポーツ振興課
41	山口県	県庁	山口県観光スポーツ文化部スポーツ振興課
42	佐賀県	県庁	佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課
43	長崎県	県庁	長崎県教育庁体育保健課
44	大分県	県庁	大分県教育庁体育保健課
45	鹿児島県	県庁	鹿児島県文化スポーツ局スポーツ振興課
46	山形県	指定／公財	山形市体育協会
47	千葉県	指定	千葉県体育協会・千葉県まちづくり公社

都道府県別体育・スポーツ施設協会事務局設置場所の比較(令和3年3月31日)

1	公財	都道府県体育協会	10/47
2	指定	民間団体	4/47
3	公財・一財	事業団	12/47
4	県庁	スポーツ課／教育委員会等	19/47
5	指定／公財	市体育協会他	2/47

